証券コード 8854
2021年3月1日

株 主 各 位

大阪市北区梅田1丁目11番4-300号
株式会社 日住サービス
代表取締役社長 中 村 友 彦

# 第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、開催にあたり、適切な感染防止策を以下のように導入させていただくこととしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月18日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

**郵送による議決権行使**

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。

| 行使期限 | 2021年3月18日（木曜日）午後6時まで |
|---|---|

**インターネットによる議決権行使**

当社の指定する議決権行使サイト（https://www.web54.net）（ウェブ行使）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

| 行使期限 | 2021年3月18日（木曜日）午後6時まで |
|---|---|

敬 具

記

**1. 日　　時**　2021年3月19日（金曜日）午前10時

**2. 場　　所**　大阪市北区梅田１丁目12番12号　東京建物梅田ビル地下2階
AP大阪駅前　APホール

**3. 目的事項**

**報告事項**

1. 第45期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

**第３号議案**　定款一部変更の件

**第４号議案**　取締役５名選任の件

**第５号議案**　補欠監査役２名選任の件

〈株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://2110.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう併せてお願い申し上げます。

・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

以　上

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://2110.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」及び「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://2110.jp/）において掲載することにより、お知らせいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net
（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

## 2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2021年3月18日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

| | |
|---|---|
| **システム等に関するお問い合わせ** | **三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル**<br>**［電話］0120（652）031**（受付時間 9:00～21:00） |

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、安定的に配当を継続していくことを第一義と考え、会社の業績や企業体質の強化など総合的に勘案して実施いたしたいと存じます。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるために、期初予想のとおり、普通株式１株につき50円とさせていただきたく存じます。

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式　　１株につき50円
   配当総額　　79,798,400円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
   2021年3月22日

## 第２号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、2021年２月９日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主価値を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２）において定義されるものをいいます。）として、本総会にて、株主の皆様に承認、可決されることを条件に、下記内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

つきましては、株主の皆様の意思を適切に反映するため、本プランの導入についてご承認をお願いするものであります。本プランの導入時の第三者委員会の委員の氏名・略歴は別紙１に記載のとおりです。

なお、当社は、2007年３月29日開催の当社第31期定時株主総会において導入した当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を一部見直しながら更新しておりましたが、2019年３月26日開催の当社第43期定時株主総会終結の時をもって旧プランを継続しないことといたしました。しかしながら、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大が不動産業界へ及ぼす影響の大きさ及びその将来の見通しの不明瞭さ、当社株式を含む株式市場の取引状況や株価の変動状況、東京証券取引所の市場区分や上場維持基準の見直しの動向やその影響、部分買付けや市場内での株式買い集めなどの方法による昨今の買収事例における実務の動向等を踏まえると、当社においても必ずしも中長期的な企業価値・株主価値に資さない株式の大規模買付行為が行われる可能性は否定できず、現在の公開買付制度だけでは、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上を図るために必要な情報の提供と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあり、また、現在の公開買付制度では原則として市場内の買付けは適用対象とならないなどの理由から、大規模買付行為への対応策として本プランを導入することを決定いたしました。なお、現時点において当社は具体的な大規模買付行為等の兆候があると認識しているものでない点を申し添えます。

また、当社の筆頭株主である株式会社日住カルチャーセンターが保有する当社株式の議決権割合は、2020年12月31日現在で24.39％であり、本プランにおける大規模買付行為の定義における議決権割合の基準である20％を超えておりますが、同株主は当社株式を長期間にわたって継続的に保有しており、また、以下に述べる当社グループの創業目的と経営理念並びに企業価値の源泉及び企業価値向上への取組み等について理解のうえ、賛同の意を示していただいていることから、当社の企業価値ひいては株主価値を損なうおそれのある大規模買付者には該当しないと判断しております。

### Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会

社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建築・リフォーム・賃貸管理・鑑定・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力等の当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうことになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

## Ⅱ　会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1．本プランの内容

#### （1）本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主価値を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為（1．（3）において定義されます。）が行われる場合に、(i) 大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、(iv) 当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否か等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様の意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記 (i) 乃至 (iv) の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

#### （2）第三者委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防

止するための諮問機関として、第三者委員会を設置します。第三者委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注１）の中から選任します。第三者委員会の概要は別紙２のとおりです。

本プランにおいては、下記２.（１）に記載のとおり大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、原則として株主総会の決議により当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動を決定することとし、下記２.（２）に記載のとおり大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合には、原則として取締役会の決議により対抗措置を発動することとする、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付者から提出された本必要情報（１.（４）において定義されます。）が十分か否かの判断（下記１.（４）をご参照ください。）、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否かの判断（下記１.（４）をご参照ください。）、大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合にあたるか否かの判断（下記２.（１）をご参照ください。）、本プランに定められた手続きを遵守したか否かの判断（下記２.（２）をご参照ください。）、対抗措置を発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記２.（３）をご参照ください。）等、本プランにかかる重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

第三者委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び第三者委員会から独立した外部専門家等（１.（５）において定義されます。）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

第三者委員会の決議は、原則として現任の第三者委員会委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、第三者委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、第三者委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

### （３）対象となる大規模買付行為

本プランは、(i) 特定株主グループ（注２）の議決権割合（注３）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注４）の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注５）（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

### （４）情報提供の要求

前記（１）に定める大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及

び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大規模買付者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）

③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）

④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第１項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

⑤ 当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑦ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続きに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。かかるリストの交付後、大規模買付者には当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の本必要情報を提供していただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して本必要情報のリストが交付されてから60日以内

に本必要情報の提供を完了していただくこととします（以下「必要情報提供期間」といいます。）。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提供状況を考慮して必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。大規模買付者から提出された本必要情報が十分か否か、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否か、及び必要情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで決定いたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示することがあります。

**（5）取締役会による大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・情報開示**

当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、第三者委員会に諮問し、また、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上という観点から、大規模買付者の大規模買付行為の内容を評価・検討等し、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、大規模買付行為の内容を検討し大規模買付行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、第三者委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の勧告又は対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、第三者委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

**（6）株主意思の確認手続き**

第三者委員会は、(i) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、(ii) 大規模買付行為が２．（1）イ．乃至ホ．に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び (iii) 大規模買付行為又はその提案内容の評

価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。かかる勧告に際して、第三者委員会は、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨の勧告もあわせて当社取締役会に対し行うことができるものとします。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認等を議案とする会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催するものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、大規模買付行為の中止を求め又は求めないこととし、また、対抗措置を発動し又は発動しないこととといたします。なお、当社取締役会は、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の２週間前までに当社定款に定める方法により公告するものとします。

① 株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
② 本株主総会の決議は、法令及び当社定款に基づき、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。
④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

また、当社取締役会は、第三者委員会から上記（i）又は（ii）の勧告を受けた場合であっても、対抗措置の発動についての承認を議案とする本株主総会を開催することができるものとし、その際、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。さらに、当社取締役会は、第三者委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告のみを受けた場合であっても、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。

## ２．大規模買付行為が行われた場合の対応方針

### （１）大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記１．（６）記載のとおり、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動し又は発動しないこととといたします。なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると当社取締役会が判断した場

合には、当社取締役会は前記１．（６）記載の株主意思の確認手続きを経ることなく対抗措置を講じないとすることができるものとします。
　もっとも、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主価値を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、かかる対抗措置発動の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の可否を判断します。

イ．次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
　① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
　② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
　③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
　④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ．強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

ハ．大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主価値が著しく損なわれる場合

ニ．大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

ホ．大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切である場合

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が本株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

（2）大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき及び前記１．（6）の株主意思確認手続に進むときを除き、当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上を目的として、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで当社取締役会の決議により対抗措置を発動することができるものとします。なお、具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙３に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

（3）対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止又は停止することができるものとします。

① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

② 新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、第三者委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

３．株主・投資家等の皆様に与える影響等

（1）本プランの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値を確保・向上することを目的として、当社取締役会決議又は株主総会決議に基づき、新株予約権無償割当て等の対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆様（本プランの定める手続きに違反した大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者並びにその特定株主グループを除きます。）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

４．本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本定時株主総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は (ii) 当社取締役会が第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実

及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

### ５．法令等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、2021年２月９日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要性が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注１：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

注２：(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、(ii)当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注３：特定株主グループが、脚注２の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、(ii)特定株主グループが、脚注２の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注４：金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

注５：共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

以　上

別紙１

## 第三者委員会委員略歴

本プラン導入時の第三者委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

林　大司（ハヤシ　ダイジ）
【略歴】　1958年11月８日生まれ
1981年４月　株式会社林企業経営研究所入社
1988年５月　株式会社林企業経営研究所取締役就任
1988年７月　林公認会計士事務所開業（現在に至る）
1995年３月　当社監査役就任（現在に至る）
2007年６月　株式会社林企業経営研究所代表取締役就任（現在に至る）
林　大司氏は会社法第２条第16号に規定される社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

朝家　修（アサイエ　オサム）
【略歴】　1962年12月５日生まれ
1985年９月　米田・杉山公認会計士事務所入所
1990年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社
1994年１月　公認会計士登録
1996年８月　税理士登録
1996年８月　公認会計士・税理士朝家事務所開設　代表（現在に至る）
2015年６月　ヒラキ株式会社取締役（現在に至る）
2019年３月　当社取締役就任（現在に至る）
朝家　修氏は会社法第２条第15号に規定される社外取締役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

林　邦彦　（ハヤシ　クニヒコ）
【略歴】　1968年10月15日生まれ
1996年４月　弁護士登録
1996年４月　堂島法律事務所入所
2004年１月　ニューヨーク州弁護士登録
2004年３月　南川・林法律事務所入所
2004年４月　大阪学院大学准教授（現在に至る）
2015年３月　林邦彦法律事務所開設　代表（現在に至る）
2019年３月　当社取締役就任（現在に至る）
林　邦彦氏は会社法第２条第15号に規定される社外取締役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

別紙２

## 第三者委員会の概要

１．設置

第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。

２．構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者）により、３名以上で構成される。

３．任期

第三者委員会委員の任期は、選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった第三者委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、第三者委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

第三者委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記２．記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

４．決議要件

第三者委員会の決議は、原則として、現任の第三者委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、第三者委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他出席できないやむを得ない事情があるときは、第三者委員会の決議は、第三者委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、第三者委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

５．決議事項その他

第三者委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

① 本プランの対象となる大規模買付行為の決定

② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定

③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合にあたるか否かの決定
⑤ 本プランに定める手続きを遵守したか否かの決定
⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
⑦ 対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
⑧ 大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
⑨ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
⑩ 本プランの継続・変更・廃止の検討
⑪ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が第三者委員会に諮問した事項

また、第三者委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以　上

別紙３

## 新株予約権概要

１．新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件
　当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数
　新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．発行する新株予約権の総数
　新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
　各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限
　新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件
　議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記８．のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7．新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、１ヶ月間から３ヶ月間までの範囲で同決議において別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8．当社による新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本８.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③ 特定株主グループに属する者と他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取り扱いをすること、あるいは特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としない場合がある。なお、特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

④ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以　上

**第３号議案　定款一部変更の件**

1. 変更の理由

当社は、各事業年度における取締役の任期を１年としてまいりました。しかし、今般、近時のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進、在宅勤務の浸透により不動産業界を取り巻く環境が大きく変化していることから、中長期的視点で経営戦略を立案・遂行していくことが当社の中長期的な企業価値向上に資すると考え、取締役の任期を１年から２年に変更することとしました。

なお、本定款一部変更は、本総会終結の時をもって、その効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （任　期）<br>**第19条**　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 | （任　期）<br>**第19条**　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |

**第４号議案　取締役５名選任の件**

本総会終結の時をもって現任の取締役５名は任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | 現在の当社における地位 | 出席回数／取締役会 |
|---|---|---|---|
| 1 | 再任　中村友彦（なかむらともひこ） | 代表取締役社長 | ９回／９回（100％） |
| 2 | 再任　非業務執行　新名和子（しんみょうかずこ） | 取締役 | ９回／９回（100％） |
| 3 | 再任　社外　独立　朝家修（あさいえおさむ） | 取締役 | ９回／９回（100％） |
| 4 | 再任　社外　独立　林邦彦（はやしくにひこ） | 取締役 | ９回／９回（100％） |
| 5 | 新任　近藤泰久（こんどうやすひさ） | 執行役員 | － |

候補者番号 1

再任

なかむら　ともひこ
## 中村　友彦
（1977年4月27日生、満43歳）

**所有する当社の株式数**
４７，０８０株
**取締役会への出席状況**
９回／９回（100%）
**取締役在任期間**
２年（本株主総会終結時）

**略歴、地位及び担当**

2001年４月　城西リハウス株式会社（現　三井不動産リアルティ株式会社）入社
2011年４月　同社板橋センター所長
2014年４月　同社赤羽センター所長
2017年６月　株式会社日住カルチャーセンター取締役
2019年１月　当社顧問
2019年３月　当社取締役
2019年４月　当社取締役管理本部長
2019年11月　当社代表取締役社長（現任）
2019年11月　株式会社日住取締役（現任）

**重要な兼職の状況**
株式会社日住取締役

**選任の理由**
同氏は、当社グループの属する不動産業界での業務経験が豊富で、当社代表取締役としての任務を通じて、当社の事業活動に関して、高度な知識を有しています。また、当社代表取締役社長として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に資することが期待し得ると判断し、引き続き取締役候補者としております。

（注）中村友彦氏は、株式会社日住の取締役を兼務しており、同社は、当社との間に保証業務委託等の取引があります。

候補者番号 2

再任

非業務執行

しんみょう　かずこ
## 新名　和子
（1947年1月2日生、満74歳）

**所有する当社の株式数**
５９，８４０株
**取締役会への出席状況**
９回／９回（100%）
**取締役在任期間**
２２年（本株主総会終結時）

**略歴、地位及び担当**

1997年２月　株式会社日住カルチャーセンター代表取締役
1999年３月　当社取締役
2018年12月　株式会社日住カルチャーセンター取締役
2019年１月　当社代表取締役
2019年３月　当社取締役（現任）
2019年６月　株式会社日住カルチャーセンター代表取締役（現任）

**重要な兼職の状況**
株式会社日住カルチャーセンター代表取締役

**選任の理由**
同氏は、異業種の経営を通じて、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、1999年３月から22年間当社取締役として企業経営に従事し、女性としての立場から多面的な視野での意見を提供いただいており、当社取締役に適任であると判断し、引き続き非業務執行取締役候補者としております。

**責任限定契約**
同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

（注）新名和子氏は、株式会社日住カルチャーセンターの代表取締役を兼務しており、同社は当社との間に、自然食品の購入等の取引があります。

候補者番号 **3**

再任

社外 独立

## 朝家　修（あさいえ　おさむ）

（1962年12月5日生、満58歳）

**所有する当社の株式数**

0株

**取締役会への出席状況**

9回／9回（100%）

**取締役在任期間**

2年（本株主総会終結時）

**略歴、地位及び担当**

1985年9月　米田・杉山公認会計士事務所入所
1990年10月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入社
1994年1月　公認会計士登録
1996年8月　税理士登録
1996年8月　公認会計士・税理士朝家事務所開設　代表（現任）
2015年6月　ヒラキ株式会社取締役（現任）
2016年3月　当社取締役
2019年3月　当社取締役（現任）

**重要な兼職の状況**

公認会計士・税理士朝家事務所代表、ヒラキ株式会社取締役

**選任の理由**　同氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

**責任限定契約**　同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

（注）1．朝家修氏は、社外取締役候補者であります。
2．朝家修氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．朝家修氏の再任が承認された場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、当社ホームページ（https://2110.jp/company/pdf/dokurituseikijun.pdf）に開示しております。

候補者番号 **4**

再任

社外 独立

## 林　邦彦（はやし　くにひこ）

（1968年10月15日生、満52歳）

**所有する当社の株式数**

0株

**取締役会への出席状況**

9回／9回（100%）

**取締役在任期間**

2年（本株主総会終結時）

**略歴、地位及び担当**

1996年4月　弁護士登録
1996年4月　堂島法律事務所入所
2004年1月　ニューヨーク州弁護士登録
2004年3月　南川・林法律事務所入所
2004年4月　大阪学院大学准教授（現任）
2015年3月　林邦彦法律事務所開設　代表（現任）
2019年3月　当社取締役（現任）

**重要な兼職の状況**

林邦彦法律事務所代表

**選任の理由**　同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

**責任限定契約**　同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

（注）1．林邦彦氏は、社外取締役候補者であります。
2．林邦彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．林邦彦氏の再任が承認された場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、当社ホームページ（https://2110.jp/company/pdf/dokurituseikijun.pdf）に開示しております。

候補者番号

5

新任

こんどう　やすひさ
**近藤　泰久**
（1966年2月23日生、満55歳）

**所有する当社の株式数**
１，４００株

**略歴、地位及び担当**

2002年７月　当社入社
2019年12月　株式会社エスクロー取締役（現任）
2020年１月　当社執行役員賃貸営業本部長兼賃貸業務部長（現任）

**重要な兼職の状況**

株式会社エスクロー取締役

**選任の理由**

同氏は、当社グループの属する不動産業界での業務経験が豊富で、当社執行役員としての任務を通じて、当社の事業活動に関して、高度な知識を有しています。また、当社の中長期的な企業価値向上に資することが期待し得ると判断し、取締役候補者としております。

（注）近藤泰久氏は、株式会社エスクローの取締役を兼務しており、同社は、当社の100％子会社であり、当社と同社との間には、不動産に関する調査・助言を行う業務委託等の取引があります。

（注）当社は役員等賠償責任保険を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告36頁をご参照ください。

## 第５号議案　補欠監査役２名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、嶋吉洋氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、山本彼一郎氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1**

**嶋吉　洋**（しまよし　ひろし）

（1972年8月22日生、満48歳）

**所有する当社の株式数**

８００株

**略歴及び地位**

1998年４月　当社入社
2012年８月　当社堺東営業所長
2019年８月　当社総務部長
2019年11月　当社管理本部長兼総務部長
2020年１月　当社執行役員管理本部長兼総務部長（現任）

**選任の理由**　同氏は、当社グループの属する不動産業界での業務経験が豊富で、執行役員管理本部長としての高度な知識を有しておりますことから当社監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者としております。

（注）嶋吉洋氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2**　社外　独立

**山本　彼一郎**（やまもと　ひいちろう）

（1949年9月５日生、満71歳）

**所有する当社の株式数**

０株

**略歴及び地位**

1978年４月　弁護士登録
淀屋橋法律事務所入所
弁護士法人淀屋橋法律事務所運営委員（現任）

**選任の理由**　同氏は、弁護士としての豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から社外監査役として当社における監査を実施していただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者としております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

**責任限定契約**　同氏が就任した場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

（注）１．山本彼一郎氏は、補欠社外監査役候補者であります。
２．山本彼一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．山本彼一郎氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、当社ホームページ（https://2110.jp/company/pdf/dokurituseikijun.pdf）に開示しております。

（注）当社は役員等賠償責任保険を締結しており、各候補者の選任が承認され、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告36頁をご参照ください。

以　上

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### （1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大を受け、感染防止のための緊急事態宣言の発令や各自治体からの要請もあり、経済活動が大幅に制限されたことから、厳しい状況となっております。また、一時的に持ち直しの動きがみられたものの、再度の緊急事態宣言の発令や各自治体からの要請等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界は、コロナ禍による外出制限や営業自粛を強いられた４～６月期の取引件数は大幅に減少しましたが、７月以降の取引件数は回復しております。但し、実需の中古住宅市場は安定的に推移すると予想されますが、商業系など他の不動産セクターは、引き続き注意が必要な状況であります。

このような事業環境のなか、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減・拡大防止のため、緊急事態宣言発令中は店頭営業を休止して電話による非対面営業を行い、緊急事態宣言解除後は、全従業員の健康を日々管理し、日常業務の着実な遂行に努めました。当社グループの強みである「不動産のあらゆるニーズに応えるワンストップサービス」の業務品質の向上に努め、新築一戸建・リノベーションマンション等の不動産売上、売買仲介、賃貸仲介、リフォーム工事受注等に取り組んでまいりました。また、販売費及び一般管理費に関しては、営業所の統合を実施する等固定費を削減し、社外の専門家も交えたプロジェクトチームを発足してコスト削減と業務の有り様や効率化の取り組みを進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は55億９千万円（対前連結会計年度比16.6％減少）、営業損失は３億４千６百万円（前連結会計年度は営業損失５千３百万円）、雇用調整助成金収入を営業外収益に計上したこと等により経常損失は３億２千３百万円（前連結会計年度は経常損失４千１百万円）、減損損失を特別損失に計上したこと並びに繰延税金資産を取り崩したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失につきましては４億６千２百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失６千４百万円）となりました。

**売上高(百万円)**

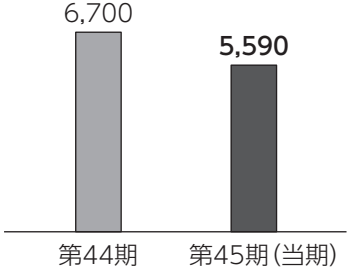


**経常利益(百万円)**

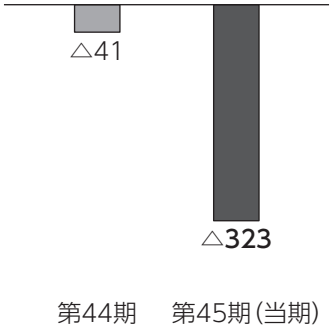


**親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)**

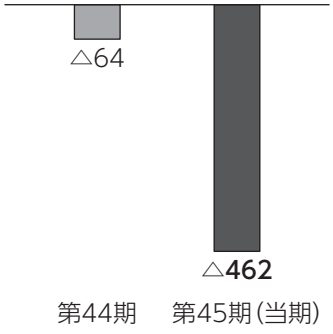


部門別概況

## **不動産売上部門**　(不動産売上セグメント)

不動産売上部門は、前期に仕入れを抑制しましたが、緊急事態宣言が解除された後、販売用不動産の仕入れに注力いたしました。

その結果、不動産売上部門の売上高は、10億８千５百万円（対前連結会計年度比20.4％減少）となり、営業利益は４百万円（同94.3％減少）となりました。

**売上高(百万円)**

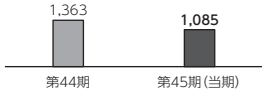


**営業利益(百万円)**

## **不動産流通部門**（受取手数料セグメント）

不動産流通部門は、売買仲介部門につきましては、緊急事態宣言の発令を受け５月下旬まで原則在宅勤務を行ったことにより接客及び営業の機会が減少した結果、取扱単価、取扱件数ともに減少いたしました。また、賃貸仲介につきましても、同じく在宅勤務の影響により、取扱件数は減少いたしました。

その結果、不動産流通部門の売上高は、19億４千万円（対前連結会計年度比18.3％減少）となり、営業利益は１億２千６百万円（同39.2％減少）となりました。

売買仲介に伴う手数料収入は、14億３千９百万円（同21.0％減少）となりました。

賃貸仲介に伴う手数料収入は、３億７千６百万円（同10.0％減少）となりました。

その他手数料、紹介料等（保証、金融含む）の受取手数料収入は、１億２千４百万円（同8.7％減少）となりました。

**売上高（百万円）**

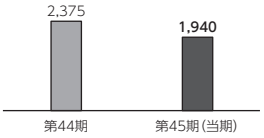


**営業利益（百万円）**

## **不動産賃貸部門**（不動産賃貸収入セグメント）

不動産賃貸部門は、入居率の向上に努め、既存テナントの継続賃料の見直しに努めました。また、テナントの入居者満足度の向上のため、設備の入替及び更新工事を実施いたしました。

その結果、不動産賃貸部門の売上高は、７億１千７百万円（対前連結会計年度比2.6％減少）となり、営業利益は１千１百万円（同51.2％減少）となりました。

**売上高（百万円）**

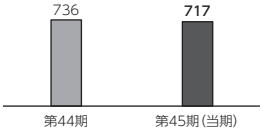


**営業利益（百万円）**

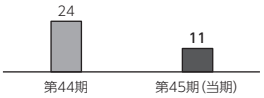

## 建築改装部門（工事売上セグメント）

建築改装部門は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、２月以降、住設部材の供給が不安定となったため、着工中の工事の中断や、新規受注案件の着工が出来ない状況が発生しました。また、４月以降は緊急事態宣言の発令を受けて、急を要する営繕工事以外は、着工現場の近隣者からの要請もあり、工事の自粛を行ってまいりました。

その結果、建築改装部門の売上高は、13億１千１百万円（対前連結会計年度比21.6％減少）となり、営業損失は４千４百万円（前連結会計年度はセグメント損失６百万円）となりました。

**売上高（百万円）**

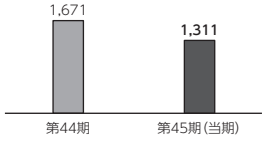


**営業利益（百万円）**

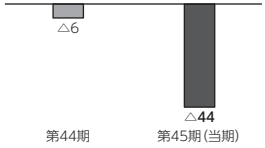


## 賃貸管理部門（不動産管理収入セグメント）

賃貸管理部門は、入居者様及び不動産オーナー様の満足度向上のため定期清掃と見回りを強化したことや、管理物件の新規取得と入居率の維持・向上に注力したことで、新型コロナウイルス感染症の影響下においても安定的に売上を計上することが出来ました。

その結果、賃貸管理部門の売上高は、５億３千６百万円（対前連結会計年度比3.1％減少）となり、営業利益は２千６百万円（同50.4％減少）となりました。

**売上高（百万円）**

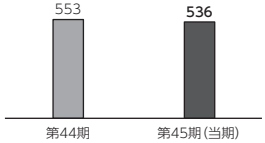


**営業利益（百万円）**

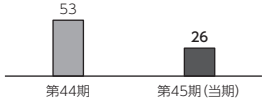

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、２億４千８百万円であり、その主な内訳は賃貸不動産の取得に１億９千４百万円、ＩＴ関連に２千３百万円、賃貸不動産の改修に１千３百万円であります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 第42期<br>(2017年12月期) | 第43期<br>(2018年12月期) | 第44期<br>(2019年12月期) | 第45期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（千円） | 8,594,628 | 7,693,564 | 6,700,566 | 5,590,686 |
| 経常利益又は経常損失（△）（千円） | 481,603 | 172,315 | △41,822 | △323,938 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円） | 302,449 | 103,009 | △64,394 | △462,086 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円） | 195.53 | 66.56 | △41.39 | △291.97 |
| 総　資　産（千円） | 12,383,782 | 12,285,189 | 11,507,189 | 10,302,420 |
| 純　資　産（千円） | 5,519,240 | 5,412,821 | 5,299,813 | 4,803,800 |
| １株当たり純資産額（円） | 3,483.69 | 3,407.16 | 3,316.01 | 2,938.53 |

(注) １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を除いております。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、現時点では国内外における新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、国内外で経済の減速が懸念される等、不透明な経営環境が続くことが見込まれます。

このような事業環境のなか、当社グループでは、人と不動産の接点に生じる、あらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献し、「地域とともに、成長する。」総合不動産流通企業を目指してまいります。

当社は、2020年オリコン顧客満足度調査「不動産仲介 購入 マンション 近畿」において第１位を受賞いたしました。当社は、これをスタート地点として、継続して同評価を頂戴できるよう、さらなる満足度の向上に努めてまいります。

社会を取り巻く情報環境の変化に対応するため、ウェブによる情報発信を強化してまいります。広告物の紙媒体からウェブ媒体へ割合を移してまいります。

コロナ禍で実行したＩＴ環境の再構築を基礎に、それを用いた業務改善・働き方改革を推進し、業務の効率化による営業時間の創出に取り組んでまいります。

新たに、スポーツ選手を当社イメージキャラクターに採用いたします。広報誌「日住広報」で培ってきた当社イメージを持つ世代に加え、次世代を担う幅広い顧客層に当社の認知度を高めてまいります。

当社は、日本経済団体連合会（経団連）の使命とする「企業と企業を支える個人や地域の活力を引き出し、わが国経済の自律的な発展と国民生活の向上に寄与すること」に共感し、2020年11月、経団連に入会いたしました。当社は、企業・個人との結びつきを強め、企業価値の向上に努めてまいります。

持続的な企業成長には、人材が重要な課題であると認識しております。人材の確保、社員教育の拡充、働き方改革の実践及び女性社員の活用等、積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

| | |
|---|---|
| 不動産売上部門 | 不動産の買取り・販売、建売分譲、土地分譲 |
| 不動産流通部門 | 売買仲介、賃貸仲介、不動産鑑定、<br>売買仲介・賃貸仲介に付随する保証・金融・損害保険代理 |
| 不動産賃貸部門 | 自社所有不動産の賃貸、サブリース（一括借上転貸方式）、コインパーキング運営 |
| 建築改装部門 | リフォーム（一戸建・マンション・店舗・事務所）、建築、請負の設計・施工管理、<br>設備工事の施工管理、解体 |
| 賃貸管理部門 | 集金管理、建物管理 |

## (6) 主要な事業所（2020年12月31日現在）

1. 当社の主要な事業所

① 本社　　大阪市北区梅田１丁目11番４-300号

② 主要な事業所

| | | |
|---|---|---|
| 京都府 | 京都市中京区 | 京都営業所 |
| | 京都市西京区 | 桂営業所 |
| 大阪府 | 大阪市北区 | 本店営業所、コンサルティング事業部、建装部 |
| | 大阪市福島区 | 賃貸管理部 |
| | 高槻市 | 高槻営業所 |
| | 茨木市 | 茨木営業所 |
| | 吹田市 | 南千里営業所 |
| | 豊中市 | 千里中央営業所、豊中営業所 |
| 兵庫県 | 尼崎市 | 塚口営業所、武庫之荘営業所 |
| | 伊丹市 | 伊丹営業所 |
| | 西宮市 | 西宮営業所、甲東園営業所、甲子園口営業所、夙川営業所 |
| | 宝塚市 | 逆瀬川営業所 |
| | 芦屋市 | 芦屋営業所 |
| | 神戸市東灘区 | 岡本営業所、住吉営業所、御影営業所 |
| | 神戸市灘区 | 六甲営業所 |
| | 神戸市中央区 | 三宮営業所 |
| | 神戸市北区 | 鈴蘭台営業所、北神中央営業所 |
| | 神戸市須磨区 | 名谷営業所 |
| | 神戸市西区 | 西神中央営業所 |
| | 神戸市垂水区 | 垂水営業所 |
| | 三田市 | 三田営業所 |
| | 明石市 | 明石営業所 |

(注)1. 2020年３月31日付をもって、なかもず営業所及び泉北営業所を本店営業所に統合し、高速神戸営業所を三宮営業所に統合いたしました。

2. 2020年11月30日付をもって、野田阪神営業所を本店営業所に統合いたしました。

3. 2020年12月24日付をもって、賃貸管理部は大阪市福島区へ移転いたしました。

4. 2020年12月31日付をもって、苦楽園営業所を夙川営業所に統合し、西明石営業所を明石営業所に統合いたしました。

③ 子会社

| | |
|---|---|
| ㈱エスクロー | 大阪市北区梅田１丁目11番４-300号 |
| ㈱日住 | 大阪市北区梅田１丁目11番４-300号 |
| ㈱ロケット | 大阪市福島区吉野３丁目22番17-201号 |

（注）1. ㈱ロケットは、2020年８月12日付で㈱関西友の会から名称変更しております。
2. ㈱ロケットは、2020年12月24日付で本店所在地を「大阪市北区梅田１丁目11番４-300号」から「大阪市福島区吉野３丁目22番17-201号」へ変更しております。

## (7) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 311名 | 14名減 | 39.9歳 | 11.0年 |

（注）1. 従業員数には、子会社への出向者４名を含めております。
2. 従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）13名は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| | 千円 |
| ㈱三井住友銀行 | 2,080,000 |
| ㈱三菱UFJ銀行 | 612,520 |
| ㈱りそな銀行 | 482,000 |
| 三井住友信託銀行㈱ | 200,000 |
| ㈱関西みらい銀行 | 50,000 |
| ㈱みなと銀行 | 50,000 |

（注）㈱日住の長期借入金含む。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

1. 親会社の状況
該当事項はありません。
2. 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | % | |
| ㈱エスクロー | 10,000 | 100.0 | 不動産に関する調査・助言を行う業務 |
| ㈱日住 | 100,000 | 61.0 | 不動産取引に係る各種保証業 |
| ㈱ロケット | 10,000 | 100.0 | 不動産関連情報の収集及び広告チラシの配布業 |

## 2. 株式会社の株式に関する事項

**(1) 発行可能株式総数**　7,900,000株

**(2) 発行済株式の総数**　1,595,968株（自己株式393,877株を除く）

**(3) 株主数**　946名（前事業年度末比88名減）

**(4) 大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| ㈱日住カルチャーセンター | 386,694 | 24.2 |
| 三浦商事㈱ | 64,600 | 4.0 |
| ㈱カワサキライフコーポレーション | 64,000 | 4.0 |
| 新名和子 | 59,840 | 3.7 |
| 日住サービス従業員持株会 | 52,638 | 3.2 |
| ㈱エー・ディー・ワークス | 47,700 | 2.9 |
| 中村友彦 | 47,080 | 2.9 |
| 和田興産㈱ | 46,100 | 2.8 |
| ㈱三井住友銀行 | 40,000 | 2.5 |
| 日本生命保険㈱ | 37,565 | 2.3 |

(注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
2. 当社は自己株式393,877株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

**(5) その他株式に関する事項**

当社は、2020年３月27日開催の第44期定時株主総会の決議にもとづき、譲渡制限付き株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は、2020年５月14日の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年５月29日付で取締役（非業務執行取締役を除く。）２名に対し自己株式29,940株の処分を行いました。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 中村友彦 | 株式会社日住　取締役 |
| 常務取締役 | 有田恵光 | 売買営業本部本部長<br>株式会社ロケット　代表取締役 |
| 取締役 | 新名和子 | 株式会社日住カルチャーセンター　代表取締役 |
| 取締役 | 朝家修 | 公認会計士・税理士朝家事務所代表<br>ヒラキ株式会社　取締役 |
| 取締役 | 林邦彦 | 林邦彦法律事務所代表 |
| 常勤監査役 | 辻忠彦 | |
| 監査役 | 林大司 | 株式会社林企業経営研究所　代表取締役 |
| 監査役 | 西村健 | |

(注) 1. 取締役のうち、朝家修及び林邦彦の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、林大司及び西村健の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
監査役林大司氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中に就任した監査役
2020年３月27日開催の第44期定時株主総会において、新たに西村健氏は監査役に選任され就任いたしました。
4. 任期満了により退任した取締役
2020年３月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、取締役犬伏健次及び寺嶋孝樹の両氏は任期満了により退任いたしました。
5. 任期満了により退任した監査役
2020年３月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、監査役片岡直次氏は任期満了により退任いたしました。
6. 社外取締役朝家修氏、林邦彦氏、社外監査役林大司氏並びに西村健氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 役名 | 氏名 | 職名 |
|---|---|---|
| 執行役員 | 犬伏健次 | 建装担当兼建装業務部長 |
| 執行役員 | 寺嶋孝樹 | 売買業務部長 |
| 執行役員 | 嶋吉洋 | 管理本部長兼総務部長 |
| 執行役員 | 近藤泰久 | 賃貸営業本部長兼賃貸業務部長 |
| 執行役員 | 井上大策 | 賃貸管理部長 |

8. 2021年１月１日付で次のとおり異動がありました。

| 氏名 | 地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 |
| 寺嶋孝樹 | 執行役員　売買業務部長 | 執行役員　明石営業所長 |

### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

| 区分 | 支給額 | 支給人員 |
|---|---|---|
| 取締役 | 124,123千円 | 7名 |
| 監査役 | 16,735 | 4 |
| 合計 | 140,858 | 11 |

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年３月29日開催の第31期定時株主総会において年額１億80百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年３月29日開催の第31期定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額16,800千円（取締役5名に対し16,800千円）を含めております。
4. 支給額には当事業年度のストックオプションによる株式報酬費用（販売費及び一般管理費）として費用処理した1,274千円（取締役４名に対し1,274千円）を含めております。
5. 支給額には当事業年度の譲渡制限付株式の付与による報酬額37,948千円（取締役２名に対し37,948千円）を含めております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、新名和子、朝家修、林邦彦、林大司及び西村健の各氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (5) 社外役員に関する事項

1. 社外役員の重要な兼職の状況等

取締役朝家修氏は、ヒラキ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役林大司氏は、株式会社林企業経営研究所の代表取締役であり、当社と同社との間に特別の関係はありません。

2. 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 区　分 | 氏　名 | 取締役会への出席状況 | 監査役会への出席状況 | 主な活動状況 |
|---|---|---|---|---|
| 取締役 | 朝家　修 | 9回のうち、9回出席 | － | 公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、財務及び会計に関する助言等を行っています。 |
| 取締役 | 林　邦彦 | 9回のうち、9回出席 | － | 弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化を図っております。 |
| 監査役 | 林　大司 | 9回のうち、9回出席 | 10回のうち、10回出席 | 公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。 |
| 監査役 | 西村　健 | 5回のうち、5回出席 | 5回のうち、5回出席 | 弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化を図っております。 |

(注) 監査役西村健氏の取締役会及び監査役会への出席状況は、2020年3月27日の監査役就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の回数を記載しております。

3. 社外役員の報酬等の総額等

| | 支　給　額 | 支　給　人　員 |
|---|---|---|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 16,995千円 | 5名 |

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　26,500千円
2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　26,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 非監査業務の内容
該当事項はありません。

3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、業績に裏付けされた成果の配分と、内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当を実施することを基本方針としております。

今後につきましても、当社グループの経営成績や財務状況の推移、事業計画等十分に鑑み、内部留保とのバランスを勘案しながら業績の伸長に見合った利益還元を行ってまいります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

……

《注》 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

（2020年12月31日現在）　　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **3,168,313** | **流動負債** | **2,258,359** |
| 現金及び預金 | 1,869,031 | 工事未払金 | 160,832 |
| 未収受取手数料 | 219,622 | 短期借入金 | 800,000 |
| 工事未収入金 | 119,896 | １年以内返済予定長期借入金 | 138,636 |
| 有価証券 | 10,003 | リース債務 | 1,569 |
| 販売用不動産 | 755,701 | 未払法人税等 | 28,580 |
| 仕掛販売用不動産 | 35,502 | 預り金 | 738,553 |
| 未成工事支出金 | 5,968 | 従業員賞与引当金 | 21,135 |
| その他 | 155,437 | 役員賞与引当金 | 16,800 |
| 貸倒引当金 | △2,850 | その他 | 352,252 |
| **固定資産** | **7,134,107** | **固定負債** | **3,240,260** |
| **有形固定資産** | **6,215,494** | 長期借入金 | 2,579,476 |
| 建物及び構築物 | 2,270,259 | 長期未払金 | 2,000 |
| 車両運搬具 | 4,399 | リース債務 | 3,269 |
| 器具備品 | 20,739 | 退職給付に係る負債 | 405,471 |
| 土地 | 3,920,096 | 長期預り金 | 244,928 |
| **無形固定資産** | **76,497** | 繰延税金負債 | 5,114 |
| ソフトウエア | 50,267 | **負債合計** | **5,498,620** |
| 電話加入権 | 26,229 | **純資産の部** | |
| **投資その他の資産** | **842,115** | **株主資本** | **4,702,189** |
| 投資有価証券 | 141,285 | 資本金 | 1,568,500 |
| 差入敷金保証金 | 698,961 | 資本剰余金 | 1,620,626 |
| 長期未収入金 | 13,561 | 利益剰余金 | 2,685,724 |
| 繰延税金資産 | 3,868 | 自己株式 | △1,172,660 |
| 貸倒引当金 | △15,561 | **その他の包括利益累計額** | **△12,392** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 9,182 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △21,574 |
| | | **新株予約権** | **11,858** |
| | | **非支配株主持分** | **102,144** |
| | | **純資産合計** | **4,803,800** |
| **資産合計** | **10,302,420** | **負債及び純資産合計** | **10,302,420** |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **5,590,686** |
| **売上原価** | | **2,550,085** |
| **売上総利益** | | **3,040,601** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,387,086** |
| **営業損失（△）** | | **△346,485** |
| **営業外収益** | | **65,257** |
| 受取利息 | 1,333 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 500 | |
| 雑収入 | 63,424 | |
| **営業外費用** | | **42,710** |
| 支払利息 | 38,640 | |
| 雑損失 | 4,070 | |
| **経常損失（△）** | | **△323,938** |
| **特別利益** | | **50,410** |
| 投資有価証券売却益 | 410 | |
| 移転補償金 | 50,000 | |
| **特別損失** | | **11,266** |
| 固定資産除却損 | 90 | |
| 減損損失 | 11,175 | |
| **税金等調整前当期純損失（△）** | | **△284,794** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 16,189 |
| 法人税等調整額 | | 157,508 |
| **当期純損失（△）** | | **△458,492** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 3,593 |
| **親会社株主に帰属する当期純損失（△）** | | **△462,086** |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)　　(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **3,028,012** | **流動負債** | **2,258,047** |
| 現金及び預金 | 1,724,200 | 工事未払金 | 160,832 |
| 未収受取手数料 | 220,639 | 短期借入金 | 800,000 |
| 工事未収入金 | 119,896 | 1年以内返済予定長期借入金 | 133,308 |
| 有価証券 | 10,003 | リース債務 | 1,569 |
| 販売用不動産 | 755,701 | 未払金 | 167,292 |
| 仕掛販売用不動産 | 35,502 | 未払費用 | 87,042 |
| 未成工事支出金 | 5,968 | 未払法人税等 | 25,871 |
| 前払費用 | 68,466 | 前受金 | 105,810 |
| その他 | 90,483 | 預り金 | 738,520 |
| 貸倒引当金 | △2,850 | 従業員賞与引当金 | 21,000 |
| **固定資産** | **6,926,937** | 役員賞与引当金 | 16,800 |
| **有形固定資産** | **5,959,776** | **固定負債** | **3,178,700** |
| 建物 | 2,211,181 | 長期借入金 | 2,541,212 |
| 構築物 | 3,250 | 退職給付引当金 | 383,897 |
| 車両運搬具 | 4,399 | リース債務 | 3,269 |
| 什器備品 | 20,739 | 長期未払金 | 2,000 |
| 土地 | 3,720,205 | 長期預り金 | 243,388 |
| **無形固定資産** | **76,155** | 繰延税金負債 | 4,933 |
| ソフトウエア | 50,267 | **負債合計** | **5,436,747** |
| 電話加入権 | 25,888 | **純資産の部** | |
| **投資その他の資産** | **891,005** | **株主資本** | **4,497,380** |
| 投資有価証券 | 140,609 | **資本金** | **1,568,500** |
| 関係会社株式 | 50,765 | **資本剰余金** | **1,619,016** |
| 差入敷金保証金 | 697,761 | 資本準備金 | 485,392 |
| 長期前払費用 | 3,868 | その他資本剰余金 | 1,133,624 |
| 長期未収入金 | 13,561 | **利益剰余金** | **2,482,524** |
| 貸倒引当金 | △15,561 | その他利益剰余金 | 2,482,524 |
| | | 別途積立金 | 1,500,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 982,524 |
| | | **自己株式** | **△1,172,660** |
| | | **評価・換算差額等** | **8,963** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 8,963 |
| | | **新株予約権** | **11,858** |
| | | **純資産合計** | **4,518,202** |
| **資産合計** | **9,954,950** | **負債及び純資産合計** | **9,954,950** |

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **5,586,675** |
| 不動産売上高 | 1,085,678 | |
| 不動産賃貸収入 | 689,076 | |
| 工事売上高 | 1,330,229 | |
| 不動産管理収入 | 538,015 | |
| 受取手数料 | 1,943,676 | |
| **売上原価** | | **2,544,055** |
| 不動産売上原価 | 905,987 | |
| 不動産賃貸原価 | 465,785 | |
| 工事売上原価 | 1,055,090 | |
| 不動産管理原価 | 117,190 | |
| **売上総利益** | | **3,042,620** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,405,665** |
| **営業損失（△）** | | **△363,044** |
| **営業外収益** | | **62,734** |
| 受取利息 | 1,330 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 500 | |
| 雑収入 | 60,903 | |
| **営業外費用** | | **41,173** |
| 支払利息 | 37,880 | |
| 雑損失 | 3,292 | |
| **経常損失（△）** | | **△341,483** |
| **特別利益** | | **50,410** |
| 投資有価証券売却益 | 410 | |
| 移転補償金 | 50,000 | |
| **特別損失** | | **11,266** |
| 固定資産除却損 | 90 | |
| 減損損失 | 11,175 | |
| **税引前当期純損失（△）** | | **△302,339** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 10,140 |
| 法人税等調整額 | | 157,331 |
| **当期純損失（△）** | | **△469,810** |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年２月８日

株式会社日住サービス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮本　敬久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　洪　　性禎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社日住サービスの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日住サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

2021年２月８日

株式会社日住サービス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮本　敬久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　洪　　性禎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社日住サービスの2020年１月１日から2020年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であるものと認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月９日

株式会社日住サービス　監査役会
常勤監査役　辻　　忠彦　㊞
社外監査役　林　　大司　㊞
社外監査役　西村　　健　㊞

以　上

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田１丁目12番12号
東京建物梅田ビル地下２階
ＡＰ大阪駅前　ＡＰホール

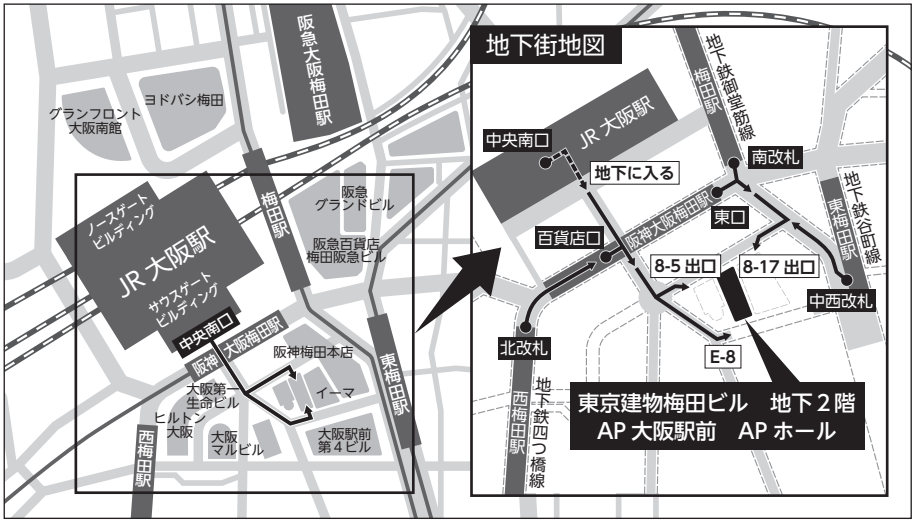


（交通のご案内）
ＪＲ「大阪駅」、各線「梅田駅」より徒歩約５分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

（ご照会先）　株式会社 日住サービス　総務部
〒530-0001 大阪市北区梅田１丁目11番４-300号
電話（06）6343-1841

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。